

国民の保護に関する基本指針の変更について

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第4章 国民の保護のための措置に関する事項</p> <p>第1節 住民の避難に関する措置</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難住民の誘導</p> <p>(1) 平素からの備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) <p>○国〔法務省、警察庁、海上保安庁〕は、火災や地震等への対応に準じて<u>矯正施設及び留置施設における被収容者等の避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2節 避難住民等の救援に関する措置</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 その他の医療活動</p> <p>(1) 医療活動を実施するための体制整備等</p> <p>○指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕及び都道府県は、武力攻撃災害が発生した場合、あらかじめ備蓄した応急救護用医薬品、医療資機材を活用するとともに、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとし、<u>国〔厚生労働省、文部科学省〕は、関係機関において必要な備蓄が行われるように努めるものとする。</u>また、国〔文部科学省、厚生労働省〕は、原子力事業所が設置されていない都道府県においても、核攻撃等による災害が発生した場</p>	<p>第4章 国民の保護のための措置に関する事項</p> <p>第1節 住民の避難に関する措置</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難住民の誘導</p> <p>(1) 平素からの備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) <p>○国〔法務省、警察庁、海上保安庁〕は、火災や地震等への対応に準じて<u>刑務所及び留置施設における収容者等の避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2節 避難住民等の救援に関する措置</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 その他の医療活動</p> <p>(1) 医療活動を実施するための体制整備等</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕及び都道府県は、武力攻撃災害が発生した場合、あらかじめ備蓄した応急救護用医薬品、医療資機材を活用するとともに、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、国〔文部科学省、厚生労働省〕は、原子力事業所が設置されていない都道府県においても、核攻撃等による災害が発生した場合、専門的入院診療に対応可能な地域の被ばく医療体制との連携が図ら</p>

合、専門的入院診療に対応可能な地域の被ばく医療体制との連携が図られるよう支援するものとする。

○ (略)

○厚生労働省は、平素から感染症を診断した医師の届出状況を分析することにより、感染症の異状な発生動向を迅速に察知するものとする（感染症サーベイランス）。また、武力攻撃事態等においては、確定診断の前でも医師から報告を求める臨時的調査（症候群サーベイランス）を実施するなど感染症の発生動向をより迅速に察知するものとする。

○ (略)

(2) 医療活動の実施

○ (略)

○防衛省及び指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕は、自衛隊の病院、国立病院機構の医療施設及び日本赤十字社の医療施設において医療活動を行うものとする。また、国〔厚生労働省、文部科学省〕は、国立高度専門医療研究センター及び国立大学附属病院に対し、必要に応じ、医療活動の実施の求めなどを行うものとする。

○ (略)

○ (略)

5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

○ (略)

○ (略)

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

○内閣総理大臣は、関係大臣〔文部科学大臣、厚生労働大臣〕を指揮し、必要に応じ、指定公共機関〔放射線医学総

れるよう支援するものとする。

○ (略)

○厚生労働省は、平素から感染症を診断した医師の届出状況を分析することにより、感染症の異状な発生動向を迅速に察知するものとする（感染症サーベイランス）。また、武力攻撃事態等においては、確定診断の前でも医師から報告を求める臨時的調査（症候群別サーベイランス）を実施するなど感染症の発生動向をより迅速に察知するものとする。

○ (略)

(2) 医療活動の実施

○ (略)

○国〔厚生労働省、文部科学省、防衛省〕及び指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕は、それぞれ国立高度専門医療センター、国立大学附属病院、自衛隊の病院、国立病院機構の医療施設及び日本赤十字社の医療施設において医療活動を行うものとする。

○ (略)

○ (略)

5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

○ (略)

○ (略)

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

○内閣総理大臣は、関係大臣〔文部科学大臣、厚生労働大臣〕を指揮し、必要に応じ、指定公共機関〔放射線医学総

合研究所、国立病院機構)、国立高度専門医療研究センター、国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの現地への派遣の求めなどを行わせるものとする。

○ (略)

○指定公共機関〔放射線医学総合研究所、国立病院機構〕等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、都道府県対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。また、国立高度専門医療研究センター、国立大学附属病院等の医療関係者もこれと同様の活動を行うよう努めるものとする。

○内閣総理大臣は、関係大臣〔厚生労働大臣、文部科学大臣〕を指揮し、必要に応じ、指定公共機関〔国立病院機構〕、国立高度専門医療研究センター及び国立大学附属病院の医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員の現地医療機関への派遣又は医薬品、医療機器等の提供の求めなどを行わせるものとする。

○指定公共機関〔放射線医学総合研究所〕及び被ばく医療に対応可能な国立病院機構の医療施設は、現地医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。また、国立大学附属病院もこれと同様の活動を行うよう努めるものとする。

(2)～(3) (略)

合研究所、国立病院機構)、国立高度専門医療センター、国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。

○ (略)

○指定公共機関〔放射線医学総合研究所、国立病院機構〕、国立高度専門医療センター、国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、都道府県対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

○内閣総理大臣は、関係大臣〔厚生労働大臣、文部科学大臣〕を指揮し、必要に応じ、指定公共機関〔国立病院機構〕、国立高度専門医療センター及び国立大学附属病院の医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するものとする。

○指定公共機関〔放射線医学総合研究所〕、被ばく医療に対応可能な国立病院機構の医療施設及び国立大学附属病院は、現地医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。

(2)～(3) (略)

6 (略)

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

1～3 (略)

4 NBC攻撃による災害への対処

○NBC攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大防止のために必要な措置を講じさせるとともに、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力の要請を行うものとする。

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

(1)～(3) (略)

5～9 (略)

第4節～第7節 (略)

6 (略)

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

1～3 (略)

4 NBC攻撃による災害への対処

○NBC攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大防止のために必要な措置を講ずるとともに、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力の要請を行うものとする。

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

(1)～(3) (略)

5～9 (略)

第4節～第7節 (略)